

せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは？



にんちしょう ちてきしょう せいしんしょう はんだん ちから ていか
認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断する力が低下すると、
にちじょうせいかつ さまざま しじょう で
日常生活に様々な支障が出てくることがあります。

とき ほんにん きも よ そ か けいやく おこな
そんな時に、ご本人の気持ちに寄り添いながら、代わりに契約を行ったり、
ざいさん まも さまざま ほうりつこうい てつだ せいど
財産を守ったり、様々な法律行為をお手伝いする制度です。

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

かていさいばんしよ もうした てきにん おも せいねんこうけんにん どう えら せいど
家庭裁判所に申立て、適任と思われる成年後見人等が選ばれる制度です。
はんだんのうりよく ていど おう こうけん ほさ ほじょ るいけい
判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3類型があります。

にんいこうけんせいど 任意後見制度

はんだんのうりよく じゅうぶん しんらい ひと にんいこうけんけいやく
判断能力が十分あるうちに信頼できる人と任意後見契約を交わしておき、
はんだんのうりよく ふじゅうぶん あと ひと ざいさん かんり りょうけいやく
判断能力が不十分になった後、その人に財産の管理やサービスの利用契約
まか
などを任せることができます。

きょうたなべしない りょう かんれんせいど じぎょう 京田辺市内で利用できる関連制度や事業

せいねんこうけんせいど りょう し えんじぎょう 成年後見制度利用支援事業

きょうたなべし けいざいてき じじょう
京田辺市では、経済的な事情で
せいねんこうけんせいど りょう
成年後見制度を利用することが
こんなん かた もうしたてひょう こうけんにんどう
困難な方の申立費用や、後見人等
しほら ほうしゅう じよせい おこな
に支払う報酬の助成を行います。

りょう ようけん まどぐち
※利用には要件がありますので、窓口まで
そうだん
ご相談ください。

にちじょうせいかつじりつし えんじぎょう 日常生活自立支援事業

きょうたなべししゃかいふくしきょうぎかい じっし
京田辺市社会福祉協議会が実施し
にんちしょう ちてきしょう せいしん
ています。認知症・知的障がい・精神
しょう はんだんのうりよく ふじゅうぶん
障がいなどで判断能力の不十分な
かた ちいき じりつ せいかつ
方が、地域において自立した生活が
おく けいやく もと
送れるよう、契約に基づいて、
にちじょうてき きんせんかんり ふくし
日常的な金銭管理、福祉サービスの
りょうえんじよ おこな
利用援助を行います。

成年後見制度・権利擁護に関する相談の流れ

本人だけでなく、ご家族や支援関係者の方も相談できます



まずは丁寧に話を伺います。困っていることや、不安なことなど、何でもお話しください。

相談窓口

- ・地域包括支援センター
- ・障がい福祉課
- ・社会福祉協議会 など
- ・障害者生活支援センター
- ・子育て支援課

専門性の高い事例

成年後見ステーション

困難な事例や専門性の高い事例については、状況に応じて専門職のアドバイスで適切な支援をしていきます。

【構成】社会福祉課(事務局)、高齢者支援課、障がい福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会

連携

連携

法律や福祉の専門職団体・関係機関

家庭裁判所

成年後見ステーションとは？

成年後見ステーションは、成年後見制度や権利擁護支援の地域の拠点として、支援が必要な方を適切な制度や関係機関につなぐ役割を果たします。

広報・啓発

市民や、地域の事業所、関係機関に向け、制度の周知・啓発を行います。

相談・支援

成年後見制度や権利擁護に関する相談を広くお受けして、必要な支援を行います。

体制づくり

成年後見制度が円滑に利用できるよう、関係機関や地域との連携を図ります。